

○さわやか上富田まちづくりお礼の品贈呈事業実施要綱

平成28年9月15日  
要綱第35号

(目的)

**第1条** この要綱は、さわやか上富田まちづくり寄付の適正かつ円滑な運営並びに推進を図るとともに本町の魅力を広く発信し、産業の活性化に寄与することを目的として、寄付者に対して特産品等を贈呈する、さわやか上富田まちづくりお礼の品贈呈事業（以下、「事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄付者 上富田町に対し「さわやか上富田まちづくり寄付」として、寄付を行った者をいう。
- (2) 事業者 町内に本社又は事業所（工場等を含む。）を有する法人又は個人であって、納期到来分の町税を滞納していないもので、かつ代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員等でない者をいう。
- (3) 特産品等 本町の魅力発信につながるもので、かつ事業者が取り扱う商品又は地元事業者が行うサービスをいう。
- (4) 協力事業者 特産品等の販売、提供等をしている事業者のうち、この要綱の規定に基づき事業への協力を申込み、町長の承認を受けたものをいう。

(お礼の品の贈呈)

**第3条** 寄付者へのお礼として、お礼の品を贈呈する。

(特産品等の公募)

**第4条** 特産品等は、公募するものとする。

- 2 公募は、ホームページその他町長が適切と認める媒体に掲載することにより実施するものとする。

(公募の申込み)

**第5条** 特産品等の公募を申込みしようとする事業者は、さわやか上富田まちづくりお礼の品贈呈事業協力申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 特産品等の紹介文書及び写真
- (2) 事業所、商品等のパンフレット及びお礼の品を送付するとき同封するパンフレット等
- (3) 完納証明書（町税に未納がないことの証明書）
- (4) 前3号に掲げるその他町長が必要と認める書類

(特産品等の選定)

**第6条** 町長は、前条の申込みがあった場合は、特産品等の内容を審査し、選定するものとする。

2 町長は、前項の規定により特産品等を選定したときは、その結果を、さわやか上富田まちづくりお礼の品贈呈事業承認（不承認）通知書（別記第2号様式）により公募の申込みをした事業者へ通知するものとする。

3 前項の規定による承認を受けられることができるお礼の品の数は、1事業所につき3つを限度とする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

4 第2項の規定による承認の有効期限は、当該承認を行った日の属する年度の末日までとする。

(お礼の品の送付等)

**第7条** 町長は、協力事業者に対し定めた額を支払うものとする。

2 協力事業者は、お礼の品の包装内に、上富田町が所有するパンフレット等広報物を同封するものとする。

(協力事業者の義務)

**第8条** 協力事業者は、提供するお礼の品を変更しないこととする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りではない。

2 協力事業者は、お礼の品の提供に係る事故又はトラブル等に関して、適正に処理をするものとする。

(再委託等の禁止又は制限)

**第9条** 協力事業者は、事業に係る事務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 協力事業者は、事業の実施に係る一切の権利及び義務を町長の許可なく、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事業広報への協力)

**第10条** 協力事業者は、お礼の品の写真に係るデータの提供等、上富田町が事業の広報を目的としたチラシその他の制作のために必要な協力を行うものとする。

(承認の辞退)

**第11条** 第6条第2項の規定による承認を受けた協力事業者は、事業への協力を辞退しようとするときは、速やかに、さわやか上富田まちづくりお礼の品贈呈事業協力辞退届出書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(個人情報保護)

**第12条** 町長は、協力事業者に対して、当該協力事業者のお礼の品を選択した寄付者の同意を得た場合に限り、その氏名、住所、電話番号その他お礼の品の送付に必要な事項を提供する。

2 協力事業者は、前項の規定により上富田町から提供を受けた個人情報を厳重に取り扱うとともに、お礼の品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。協力事業者でなくなった後においても、同様とする。ただし、お礼の品送付時に同封した協力事業者のパンフレットにより、寄付者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報の取扱いについては、この限りではない。

(その他)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、本事業実施に必要な事項については、町長が別に定めるものとする。

#### **附 則**

この要綱は、平成28年 9月15日から施行する。

別記第1号様式 (第5条関係)

別記第2号様式 (第6条関係)

別記第3号様式 (第11条関係)